

都市整備部の「運営方針と目標」（平成 24 年度）

都市整備部長 大石田 久宗

都市整備部調整担当部長 若林 俊樹

都市整備部広域まちづくり等担当部長 板橋 弘二

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

・「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。

・緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。

・公共施設の効率的な維持・保全・活用を図り、都市再生に向けた推進体制の整備を進めます。公共施設のデータベースシステムをもとに、施設保全情報の一元的管理を行います。

・下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、合流式下水道の改善、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化、都市型水害対策の促進を図ります。

各課の役割

都市整備部は、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、水再生課、緑と公園課の6課で構成され、「人間のあすへのまち」の実現をめざし、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画、再開発及び住宅政策、②公共施設の一管理、③道路、橋りょう等及び都市交通、交通安全対策、④建築基準行政、⑤下水道、⑥緑化及び公園などの推進及び整備を行っています。

2 部の経営資源（平成 24 年 4 月 1 日現在）

① 職員数

職員数

都市整備部職員 119 人

職員比率（正規職員）都市整備部 119 人／市職員 1,016 人 職員比率 約 11.7%

② 予算規模

予算規模

平成24年度都市整備部予算額

一般会計 3,043,109,000 円

下水道事業特別会計 2,716,342,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

・緑と水の公園都市をめざす事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて、平成 23 年度に策定した緑と水の基本計画 2022 に基づき、大沢の里整備事業を始めとする拠点整備、自然緑地等の保全、公園緑地等の公有地化や整備の促進など、市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。また、市民との協働の取り組みを引き続き推進するため、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携を図りながら、秋に東京都と共催で開催する「第 29 回全国都市緑化フェア TOKYO」や同会場内で予定している「ガーデニングフェスタ 2012」を実施するとともに、市民参加で取り組む街かど花壇づくりや花と緑の広場の運営等を推進します。こうした取り組みやまちづくりの全般的な事業を通して、緑と水の豊かで良好な都市環境の創出に取り組みます。

・まちづくり 3 計画の推進

都市再生、防災の強化、緑と水等地域資源の維持・保全・活用、環境への配慮、調和のとれたまち並みの創出等をめざしたまちづくりを進めるため、まちづくり 3 計画(土地利用総合計画 2022、緑と水の基本計画 2022 及び三鷹景観づくり計画 2022 (仮称))の策定作業を平成 23 年度に行いました。三鷹景観づくり計画 2022 (仮称) 及び三鷹市景観条例 (仮称) については、スケジュールを見直しし、素案の作成までの取り組みとなりました。

平成 24 年度は、三鷹景観づくり計画 2022 (仮称) の策定と三鷹市景観条例 (仮称) を制定し良好な景観形成を進めるとともに、策定したまちづくり 3 計画に基づき、「高環境・高福祉」のまちづくりをめざし、豊かで高品質なまちづくりに取り組み、三鷹市の将来像である「緑と水の公園都市」の実現をめざします。

・都市計画道路の整備及びバリアフリー化の推進

都市計画道路等の幹線道路の適切なネットワーク化を図るため、優先順位の高い路線から順次整備が進められるよう取り組みます。

市施行の都市計画道路の整備としては、引き続き三鷹都市計画道路 3・4・13 号及び「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用して事業着手した三鷹都市計画道路 3・4・7 号の八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約 235m について、用地買収に取り組みます。

バリアフリー化の推進に向けては、バリアフリーのまちづくり基本構想 2022 に基づき、道路をはじめとしたバリアフリー化事業に積極的に取り組みます。

また、安全なみちづくりの観点から、市民参加によるみちづくり・まちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援し、協働の取り組みを推進します。

・東京外かく環状道路計画

市は、三鷹地区検討会等で提起された課題について、国・東京都が策定した「対応の方針」が、事業化後の各段階において確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に対し強く要請します。

また、市へ与える影響と対策については、多岐にわたる検討課題について、助言者会議等の意見を聴きながら、慎重に調査・検討を行うとともに、新たにふれあいの里として土地利用総合計画 2022 等で位置づけした「北野の里 (仮称)」の整備に向けて、市民参加により蓋かけ上部の利活用を検討するなど、市民及び関係機関の協働によるまちづくりを積み上げ、地域の特性を活かした創造的なまちづくりの展開を図ります。

・三鷹駅前再開発事業の推進

三鷹駅前地区再開発基本計画に基づき、安全と安心のまちづくり、都市の活性化、良好な市街地の形成、まちの個性の創出という4つの基本的な視点にバリアフリーのまちづくりや、協働のまちづくりの視点を加えて積極的に取り組みます。

また、三鷹駅南口の核となる三鷹駅南口中央通り東地区は、市街地再開発事業等を活用した面的なまちづくりについて検討し、三鷹駅前地区の活性化の拠点施設となるよう検討を進め、事業化に向け支援を行います。

・都市交通環境の整備

交通総合協働計画 2022 に基づき、地域公共交通活性化協議会において協議を行いながら、公共交通環境の充実に向けた事業実施を検討します。バス交通については、コミュニティバス事業基本方針に基づき、既存路線について、都市再生事業と連携を図りながら見直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に向けて、みたかバスネットの推進を図ります。

また、駐輪場整備基本方針に基づき、利便性の高い駐輪場の運営・整備や受益者負担の適正化などについて推進します。また、鉄道駅周辺の放置自転車対策として、駐輪場を拡充するため市有地の立体的活用や民有地の有効活用を図るとともに、放置自転車の撤去方法の見直し等により、自転車利用環境の改善を推進します。さらに、自転車に関する事故が増加していることから、三鷹警察署と連携して自転車の安全利用や交通ルール・マナーの周知に関する啓発活動等の取り組みを推進します。

・耐震改修促進計画の改定

先の東日本大震災を機に建築物の耐震性への関心が高まる中、平成 23 年度には東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例が施行されるとともに東京都耐震改修促進計画が改定されました。市ではこれらのことを踏まえ、対象建築物の耐震化をより一層計画的に進めていくため耐震改修促進計画の改定を行います。また、具体的な施策として、特に特定緊急輸送道路沿道建築物について、東京都と連携を図りながら優先的に耐震化を促進します。

・下水道事業の推進

合流式下水道改善計画に基づき、引き続き雨天時の越流水による河川の汚濁防止対策に取り組むとともに、集中豪雨による都市型水害に対応するため、雨水管等の整備を推進します。また、地震対策として下水道再生計画（下水道地震対策整備計画）に基づき、下水道施設の耐震化整備と井の頭ポンプ場への自家発電設備設置に向けた実施設計を行うなど、広く市民の安全安心の生活環境の確保に努めます。

今後も健全な下水道経営と安定した下水道サービスの提供を図るため、中期的なビジョンを示した下水道経営計画（仮称）の策定に向けた検討を行います。さらに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入等について、関係機関との協議を進めるとともに、編入までの間、東部水再生センターの延命化に取り組みます。

・建築基準行政の推進

市民の生活基盤である建築物の建築基準法令等の遵守は、安全で安心なまちづくりの根幹となるものです。このため、庁内関係部課はもとより「雑居ビル等に関する三鷹市安全対策連絡協議会」において、構成メンバーである警察、消防及び保健所と積極的な連携を図りながら、建築安全マネジメント計画（仮称）を策定し、建築物の安全性確保の取り組みを推進します。

・公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

市の重要な経営資源である公共施設について、平成 23 年度に策定した公共施設維持・保全計画 2022 に基づき、効率的な維持・保全・活用や長寿命化の対応を進め、ファシリティ・マネジメントの推進を図ります。その中で、防災上重要な公共建築物についての耐震化を優先的に進めるとともに、その他必要な施設についても、耐震化を促進します。また、市有地の利活用や建替、施設の再配置など、多様な取り組みを進めます。

さらに、公共施設の維持管理業務の見直しや、公共施設の適正で効率的な質の高い維持管理運営のあり方の検討を行い、「公共施設総点検運動」のさらなる推進を図ります。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 三鷹景観づくり計画 2022（仮称）の策定

（まちづくり推進課）〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市にふさわしい、地域特性を活かした景観の保全と創出を図るため、景観法に基づく景観計画として三鷹景観づくり計画 2022（仮称）を策定します。

計画の策定にあたっては、東京都から景観行政団体の移行を受け、パブリックコメントや住民説明会等を実施し、市民意見を反映しながらとりまとめます。

また、三鷹市景観条例（仮称）の制定及びまちづくり条例の改定をあわせて実施し、開発事業等を中心とした適切な誘導により、良好な景観形成を進めます。（目標指標：三鷹景観づくり計画 2022（仮称）を策定するとともに、三鷹市景観条例（仮称）を制定します。）

2 耐震改修促進計画の改定（建築指導課）〈「施政方針」掲載事業〉

建築基準法による新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建築された建築物の耐震性を向上させることにより震災による倒壊等の未然防止と都市の防災性を高めるため、平成 20 年に耐震改修促進計画を策定しました。これまでも建物所有者に対する情報提供や木造住宅の耐震診断と改修について財政的支援を行うなど耐震改修の促進に取り組んできましたが、先の東日本大震災を機に建築物の耐震性への関心が高まる中、平成 23 年度に東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例が施行されるとともに、東京都耐震改修促進計画が改定されました。市ではこれらのことを踏まえ、対象建築物の耐震化をより一層計画的に進めていくため耐震改修促進計画の改定を行います。

（目標指標：耐震改修促進計画を改定します。）

3 特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の促進

（まちづくり推進課・建築指導課）〈「施政方針」掲載事業〉

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊により幹線道路が分断され、緊急車両の通行が妨げられて、被害が拡大しました。

緊急輸送道路は震災時の救急救命活動及び物資輸送などの支援活動の生命線となり、復旧・復興の大動脈として重要な役割を果たします。

このため東京都は、特定緊急輸送道路沿道建築物に耐震化状況の報告と耐震診断を義務付ける、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例を策定し、平成 23 年 6 月に三鷹通りと東八道路の一部を特定緊急輸送道路に指定しました。市では、耐震改修促進計画にも位置づけられているこれらの道路沿道の建築物について、平成 23 年度から耐震診断助成を行っており、平成 24 年度は、耐震改修等についても国・東京都・市共同で助成を行い、耐震化を促進しま

す。

(目標指標：特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進し、耐震診断については対象建築物数の50%の完了をめざします。)

4 駐輪場整備基本方針の推進(道路交通課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成23年度に策定した駐輪場整備基本方針に基づき、利便性の高い駐輪場の整備や受益者負担の適正化などについて推進します。平成24年度は、有料化した三鷹駅周辺の駐輪場の運営適正化を進めるとともに、平成25年度から運営予定の井の頭公園駅、三鷹台駅及びつつじヶ丘駅周辺の駐輪場の整備に取り組みます。

また、自転車利用者のマナー向上や放置自転車対策の推進など総合的な対策に取り組みます。

(目標指標：駐輪場整備基本方針に基づき、三鷹駅周辺の駐輪場の運営適正化を推進するとともに、井の頭公園駅、三鷹台駅及びつつじヶ丘駅周辺の駐輪場の整備に取り組みます。)

5 用途地域等に関する指定方針及び指定基準(仮称)案の策定

(まちづくり推進課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成24年4月に東京都から市に権限移譲された用途地域の都市計画決定について、市街地の無秩序な開発を抑制し、居住環境の保護、商工業等の利便増進を図るため、都市基盤や市街地の整備状況等地域の特性に応じた適切な指定とし、平成24年3月に策定された土地利用総合計画2022に基づいて「緑と水の公園都市」を実現するため、用途地域等に関する指定方針及び指定基準(仮称)案を策定します。

策定にあたっては庁内プロジェクト・チームを設置し、助言者による講義、勉強会等を行うことにより職員の都市計画(用途地域)に対する理解を深めたうえで、用途地域指定にあたっての課題を抽出します。その後、プロジェクト・チームによる課題解決のための方針、基準の検討を行い、「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準(仮称)」の案を策定します。

(目標指標：「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準(仮称)案」を策定します。)

6 三鷹台駅前周辺地区のまちづくりの推進

(まちづくり推進課・道路交通課)〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹都市計画道路3・4・10号(三鷹台駅前通り)については、地域住民や関係権利者の意向を踏まえ、計画幅員や駅前広場のあり方等について検討し、都市計画変更手続きに向けて取り組みます。また、関係権利者や地元住民等の意見を聴きながら、まちづくり条例の規定に基づく「地区整備方針」の策定に向けて検討を進めます。地域のまちづくり活動については、引き続き、(株)まちづくり三鷹とともに支援を行います。

また、三鷹台まちづくり協議会からの「三鷹台駅前通りへの歩道設置に係る緊急提言」を受け、早急な事業実施の必要性がある三鷹台駅周辺区域(三鷹台駅前交番～立教女学院区間、延長約232m)について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行うため、引き続き用地取得35.18㎡(土地開発公社対応)及び電線共同溝の実施設計等を行います。

(目標指標：まちづくり推進地区整備方針の策定に向けて検討し、電線共同溝の実施設計等を行います。)

7 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の支援

(まちづくり推進課) <「施政方針」掲載事業>

UR都市機構との連携を強化し、三鷹駅南口中央通り東地区(三鷹センター周辺・文化劇場跡地)の再開発事業が、市の「表玄関」のシンボルとして、地区の活性化の拠点施設となるよう、コンセプトを確立する等の検討を進め、地元の合意形成の支援及び市街地再開発事業に向けた検討を進めます。

また、都市計画手続きについては、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討します。

(目標指標：高度利用地区・市街地再開発事業等の都市計画素案を作成します。)

8 環境に配慮した新川一丁目用地の売却(公共施設課) <「施政方針」掲載事業>

第4次基本計画の「サステナブル都市プロジェクト」の一環として、約8,000平方メートルの新川一丁目用地について「サステナブル都市・三鷹『エコタウン新川一丁目地区』」事業を展開します。

新川一丁目用地をプロポーザル方式により売却し、民間事業者による先進的な技術やアイデアを活用した「エコタウン新川一丁目地区」の実現をめざします。プロポーザルの実施にあたっては、市のサステナブル都市像を踏まえ、長く住み続けたいと実感できるサステナブルで、環境にやさしいエコに配慮したまちづくりの視点を重視して進めます。

(目標指標：新川一丁目用地を環境に配慮してプロポーザル方式により売却します。)

9 第29回全国都市緑化フェアの開催と花と緑のまちづくりの推進

(緑と公園課) <「施政方針」掲載事業>

井の頭恩賜公園内で東京都と共催で実施する「第29回都市緑化フェアTOKYO」及び同会場内で予定している「ガーデニングフェスタ2012」について、市民緑化推進委員会を始めとする市民や関係事業者等の協力を得ながら、NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携し実施します。また、市民との協働によるモデル花壇づくりや公園緑地を活用したコミュニティガーデンの整備、ふれあいの里のイベントを同協会に委託し実施します。

その他、同協会が行うイベントや講座、人材の育成事業、緑の保全・緑化推進事業等への支援を継続して行います。

(目標指標：第29回全国都市緑化フェアTOKYOを実施するとともに、花と緑のまち三鷹創造協会が行う事業や円滑な運営を支援します。)

10 東京外かく環状道路等(北野の里(仮称)・周辺地区のまちづくり)に向けた調査・検討(まちづくり推進課) <「施政方針」掲載事業>

市は、三鷹地区検討会等で市民から提起された課題に対し、国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に強く要請します。

ジャンクション周辺地域のまちづくりについては、新たなふれあいの里として土地利用総合計画2022等で位置づけした「北野の里(仮称)」の整備に向けて、市民参加により蓋かけ上部の利活用等の検討準備を行うとともに、周辺都市計画道路の事業化に向けて関係機関と協議を進めるなど、市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組みます。

また、多岐にわたる課題について、柔軟に対応できるよう助言者会議等で検討を行うとともに、農業法人と締結した「都市農地の保全等に関するパートナー

シップ協定」に基づき代替農地の維持管理に係る実証実験を行うなど、市民生活への影響に関する事等を市独自の視点から検証します。

(目標指標：地域環境への保全対策を国及び東京都に要請するとともに、ジャンクション周辺地域のまちづくりと連携したまちづくりについて調査・検討を行います。)

11 「農地保全条例(仮称)」の制定に向けた検討

(緑と公園課・生活経済課) <「施政方針」掲載事業>

潤いのある景観や新鮮な農作物の提供など、多面的で公益的な機能を有する都市農地を守るため、庁内の関係部署等をメンバーとしたプロジェクト・チームを中心に、「都市農地保全条例(仮称)」の制定に向け検討を進めます。

検討にあたっては、農業振興計画 2022、緑と水の基本計画 2022 等の各計画を踏まえ、都市農地の抱える現状把握と課題抽出を進めるとともに、国や東京都の関わりと役割分担の確認、具体施策などの検討を行います。

(目標指標：「都市農地保全条例(仮称)」の制定に向けた検討を行います。)

12 みたかバスネット及び交通総合協働計画 2022 の推進

(道路交通課) <「施政方針」掲載事業>

コミュニティバス事業基本方針に基づき、みたかバスネットについては、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)へのアクセスの確保など都市再生事業と連携を図りながら進めます。

また、交通総合協働計画 2022 に基づき、地域公共交通活性化協議会で協議し、公共交通環境の充実にに向けた事業を実施します。

(目標指標：既存のコミュニティバスルートの見直しについて検討します。)

13 災害に強い下水道の整備の推進(地震対策事業、都市型水害対策事業)

(水再生課) <「施政方針」掲載事業>

集中豪雨による都市型水害に対応するため、浸水被害の発生する恐れがある箇所について道路雨水貯留浸透施設の設置を実施するとともに、緊急を要する中原地区において雨水貯留施設等の整備を引き続き実施します。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、被災地において下水道施設を含むライフラインが大きな被害を受けており、下水道地震対策整備の重要性を再認識したところです。平成 24 年度は、震災時にも継続して使用可能な下水道施設をめざし下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)に基づいた耐震化工事と次年度の実施設計を行うほか、井の頭ポンプ場の緊急用自家発電設備設置の実施設計、東部水再生センターの耐震調査等を実施し、災害に強い下水道施設の推進を図ります。

(目標指標：雨水貯留施設の整備約 400 m³、道路雨水貯留浸透施設の設置 255 m、防災拠点に関連した下水道施設の耐震化の整備及び平成 25 年度に向けた実施設計、緊急用自家発電設備設置の実施設計、東部水再生センターの耐震調査等を行います。)

14 下水道経営計画(仮称)の策定に向けた取り組み

(水再生課) <「施政方針」掲載事業>

安定した下水道経営と下水道サービスの提供、管理の適正化等、計画的、効果的及び効率的な事業の推進を図るため、今後の事業計画と経営見通し等の中期的なビジョンを示した下水道経営計画(仮称)の策定に取り組めます。策定にあたっては、下水道施設の地震対策や長寿命化、合流式下水道改善事業、東部処理区の

流域下水道への編入等のさまざまな課題を含め、下水道経営の視点から調査・検討する中で、下水道使用料のあり方についても検討を行うとともに、使用料等審議会等に報告することにより、市民の意見を反映しながら検討を進めます。
(目標指標：基本方針を策定します。)

15 公共施設総点検運動による維持管理費の縮減【行革推進事業】

(公共施設課) <「施政方針」掲載事業>

ファシリティ・マネジメントの視点から、公共施設の長寿命化をめざした適正で効率的な質の高い維持管理を実現するため、公共施設総点検運動に取り組みます。取り組みにあたっては、平成 23 年度に庁内に設置した「公共施設の管理適正化調査・検討チーム」による調査・検討を踏まえ、公共施設の維持管理業務の見直しを推進します。

平成 24 年度は、市民センター、教育センター、三鷹図書館（本館）に係る維持管理業務の仕様の見直しによる適正な業務内容と作業量の設定や、適正な価格設定などの検討を通して、公共施設の維持管理費等の経費の削減及びサービスの質の維持・向上を図ります。

(目標指標：公共施設の維持管理費の縮減を図ります。)

16 東京都水道局との連携（水再生課）

都営水道事業の事務委託解消により、三鷹市から東京都へ水道業務が移行された後も、災害発生時における応急給水や事故発生時等における東京都水道局への情報提供等を円滑に行い、市民サービスの低下を招くことのないよう配慮します。平成 24 年度は、事務委託解消後の初年度にあたり、東京都水道局及び多摩地区都営水道 26 市町で構成する「多摩水道連絡会」を通じて、情報交換、調整等を行い、東京都水道局との連携体制を確立します。

(目標指標：災害発生時、事故発生時等を想定した東京都水道局との連携体制を確立します。)